

令和6年度事業計画

1 シルバー人材センターを取り巻く環境

少子化に伴う労働人口の減少から、高年齢者の雇用維持による労働人口の確保を行うため、また経済社会の活力を維持するため、国は、全ての年代の人々がその特性・強みを活かし、経済社会の担い手として活躍できるよう、従来の事業主に対する65歳までの雇用確保の義務化に加えて、70歳までの継続雇用を事業主の努力義務とする改正高年齢者雇用安定法（以下「高齢法」という。）を令和3年4月に施行しました。

このような中でシルバー人材センター及び会員は、定年退職後等の高年齢者の多様な就業ニーズに応じ、就業機会を確保提供し、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進等を図るとともに、人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるため、サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での高年齢者の就業を促進する高齢者活用・現役世代雇用サポート事業に取り組んできたところですが、このほかにも令和5年度に起きた特筆すべき情勢の変化が3点挙げられます。

1点目は、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法の2類から5類に移行し、経済活動がコロナ禍以前に戻りつつあること、2点目は、令和5年10月から「インボイス制度」の開始、3点目は、令和5年5月12日の「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」という。）の公布です。

このうち3点目のフリーランス法については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲で、政令で定める日に施行されることとなっているため、個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられることとなります。

フリーランスには、シルバー会員も含まれており、現行の契約方式では、発注事業者は、シルバー人材センターとなるため、厚生労働省は、令和5年10月5日開催の都道府県シルバー人材センター連合会事務局長会議においてフリーランス法への的確な対応を図るべく、業務委託契約については、本来の発注者と会員との間で業務委託が成立するよう契約方法を見直す方針を打ち出しました。このことにより各センターは、契約方法の変更時期の決定や関連規定等の整備、システム改修、会員や企業への情報提供など膨大な事務が必要となっています。

以上のような環境変化に沿って、シルバー人材センター及び会員が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っていることを踏まえ、令和6年度は次のような取り組みを進めてまいります。

2 シルバー人材センター事業

(1) 会員拡大の推進

地域の期待に応えるためには会員の拡大が不可欠であり、各種の媒体等を通じてセンターの理念と活動を幅広く広報し、会員拡大を推進します。

単位：人

	R2	R3	R4	R5	R6 目標値
男	377	380	394		415
女	161	171	177		185
計	538	551	571		600

*各年度3月末現在

高齢法の普及に伴い、会員の高齢化が進むことが予想されることから、高齢化に対応できる就業分野の開拓を推進するとともに、会員の退会を抑制する事業の創出に取り組んでいきます。

○会員交流スペースの確保（本所：旧談話室A 名称募集予定）

情報掲示板（仮）もとむあげます掲示板、心の健康情報（フレイル予防）、展示・販売など

(2) 安全就業の徹底

「安全・安心なシルバー事業」の実施は、センター事業の根幹をなすものであり、組織を挙げて安全確保を第一に強力な取り組みの推進を図ってまいります。

単位：件、円

	R2	R3	R4	R5	R6 目標値
事故件数	8	14	12		8
補償金額	193,226	1,380,931	2,105,046		200,000

*R5は、年度末までに確定した件数及び補償金額

損害賠償事故の多発や高額支払いの増加により、令和7年度保険料の引き上げが決定しています。事故の原因は、不注意によるものや安全対策の不備によ

るものがほとんどです。安全対策の不備は、講ずべき対策を怠ったことによるものであり、就業に対する意識改革が必要です。

(3) 適正就業の実施

発注者との信頼関係強化のため、令和6年1月から就業報告書及び見積書の書式を見直しました。今後、見直しの効果について、調査・検証を進めます。

またセンターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造となっていないため、会員がフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。このため、厚生労働省が示す発注者と会員との間で契約関係が生じる新たな契約方式へ移行していくこととなりますが、移行後においても実務面では現在と基本的に変わりませんのでガイドラインに留意し、適正就業に努めてまいります。

就業形態別の主な相違点

出典「適正就業ガイドライン（厚労省）」

	請負	委任	派遣	職業紹介
目的	会員が業務を完成させること	会員が業務を実施すること（業務の完成は目的ではない）	会員が発注者の指揮命令に従い労働すること	会員などが発注者の指揮命令に従い、労働すること
会員の雇用	会員は雇用されない	会員は雇用されない	センターが会員を雇用する (センターによる勤怠管理)	発注者が会員などを雇用する (発注者による勤怠管理)
指揮命令	会員は請け負った業務を自らの裁量で完成させるため、発注者は会員に指揮命令できない	会員は委任された業務を自らの裁量で処理するため、発注者は会員に指揮命令できない	発注者は会員に指揮命令できる	発注者は会員などに指揮命令できる

(4) 就業機会の拡大・就業開拓の推進

就業機会の拡大に向けて、会員の就業ニーズと地域企業等のニーズを把握・分析し、以下の取組を推進します。

- シルバー派遣事業の拡大
- 関係機関等との連携強化による仕事、補助金の確保

○デジタル技術を活用できる就業機会の開拓

(5) 労働者派遣事業の推進

シルバー会員による派遣事業については、高齢化や労働力人口が減少する中、多くの業種における人出不足や介護・育児等の現役世代を支える分野において、高齢者が当該分野の担い手として活躍することが期待されています。本市では、実績が少ない分野ですが、市内企業等への情報発信ほか業務拡大に努めてまいります。

(6) 相談・講習会等事業の実施

昨年度（令和5年度）に全会員にインターネットの会員専用ページ Smile to Smile（スマイル トゥ スマイル）を利用するための ID とパスワードを配付しました。利用登録していただければ、センターからの情報（お知らせや就業情報・就業依頼内容、配分金明細等）を確認することができるようになります。

また、新しい契約方式へ移行後は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」の明示について電磁的方法（スマートフォンなどの利用）も想定し、講習会の開催や機器の使い方相談窓口等の設置（（仮称）「稲沢デジタルサポーター」の配置）を進めます。

(7) 調査研究事業の実施

安全・適正就業及びセンターの事業運営に資するため、先進地視察研修をはじめ、各種研修会・講習会、セミナー等に参加し、見聞した内容を積極的に発信し情報共有に努めます。

○災害等発災時のルール作り

(8) 部会等の組織化推進及び活動の強化

安全・技術・技能等の伝承のための仕組みを作り、部会等の組織の拡大・安定運営を目指します。

○会員の知識及び技術向上研修・講習会の実施に関する要綱

(9) 情報発信活動の推進

昨年度末にセンターのウェブサイトをリニューアルしました。先の述べた「Smile to Smile」はもちろんのこと、情報発信の最重要ツールとしてセンタ

一の認知度向上、会員拡大、就業機会の確保のためのデジタル化した情報の更新に注力していきます。

また、各種イベントへの参加・出店を通して、人と人の触れ合いによる「ぬくもりコミュニケーション」もセンターの情報発信活動の特徴の一つとして積極的に進めていきます。

(10) 奉仕活動への参加促進

センターでは、社会参加・地域貢献の一環として清掃ボランティアやさわやか隊活動を行っています。

奉仕活動への参加を自身の健康維持、職群を超えた仲間との情報交換の機会として捉え、会員の参加促進を図ります。

(11) 行政機関及び関係諸団体等との連携強化と情報共有

行政機関、経済団体、福祉団体及び教育機関等との連携強化を図るため、各種会合、イベントなどに積極的に参加し、センターの情報提供に努めるとともに関係機関の情報収集を図ります。

(12) フリーランス法への適切な対応

フリーランス法施行後の契約方法の見直しにあたっては、発注者、センター及び会員の3者間による包括契約となる仕組みです。

具体的には、発注者は、センターを通じて会員とのマッチングを依頼すること等に同意（シルバー人材センター利用規約に同意）、及び会員に示す就業条件等の作成や会員がセンターを通じて委託料を請求（代理請求）すること等に同意（会員就業規約に同意）した上で、センターとの間で利用契約を締結することになります。

一方、会員においては、就業条件についてセンター及び発注者間で定めることや、センターを通じて委託料を請求（代理請求）すること等に同意し、その上で、マッチングを受けた会員は就業前にセンターから就業条件が提示され、会員が同意すれば、発注者と会員間の業務委託契約が成立することになります。

これらの事務手続きに適切に対応するため、情報収集に努めるとともに「センターだより」等を通じ会員への的確な情報提供を図ります。